

## 平成23年度尾道市中小企業融資制度一覧

### 《利用できる方》

市内に事業所を有し、1年以上事業を営む、納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等

### 《制度の種類》

資金区分	運転資金		設備資金
	普通貸付	小口貸付	
資金使途	運転資金		設備資金
融資限度額	会社・個人 1,500万円 事業協同組合等 1,800万円	会社・個人 500万円	会社・個人 2,500万円 事業協同組合等 2,800万円
融資期間	5年以内 (うち据置6か月以内)		10年以内 (うち据置1年以内)
融資利率	短期年 2.3%(1.9%)以下 長期年 2.5%(2.1%)以下	短期年 2.2%(1.8%)以下 長期年 2.5%(2.1%)以下	年 2.5%(2.1%)以下
返済方法	短期 一時払いまたは分割払い 長期 分割払い		分割払い
担保・保証人等	金融機関または信用保証協会所定の方法		
信用保証	必要に応じて保証付		
信用保証料率	所定の信用保証料率 0.45% ~ 1.90% うち 本人負担分 0.32% ~ 1.00% ※ 所定の料率から本人負担分へ引き下げた部分は市が負担します。 ※ さらに一定条件に基づき本人負担分を補助する制度があります。		

- ※ 運転資金普通貸付と小口貸付を併用する場合は、普通貸付の融資限度額内とする。
- ※ 融資利率のカッコ内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用する。
- ※ 短期とは1年以内を、長期とは1年を超えて融資期間内をいう。

### 《取扱金融機関》

三井住友銀行尾道支店、中国銀行（尾道・尾道駅前・東尾道・松永・府中・三原）各支店、広島銀行（尾道・東尾道・尾道駅前・尾道栗原・向島・御調・因島・瀬戸田・松永）各支店、山口銀行尾道支店、伊予銀行尾道支店、もみじ銀行（尾道・尾道中央・因島（因島田熊出張所を含む）・松永・府中（府中中央出張所を含む））各支店、愛媛銀行尾道支店、しまなみ信用金庫（尾道・尾道西・高須・栗原・向島・因島・瀬戸田・松永）各支店、広島県信用組合（尾道・浦崎・因島・因島北・松永・松永南）各支店、備後信用組合尾道支店、商工組合中央金庫福山支店

中小企業者の皆様へ

平成23年度

## 尾道市中小企業融資制度のご案内

尾道市では、中小企業者の皆様が資金調達を円滑に行うことができるように、金融機関・広島県信用保証協会と協力して、低利の「尾道市中小企業融資制度」を設けています。

本制度では、尾道市が信用保証料の一部を負担し、信用保証協会所定の料率より低い料率（所定の料率0.45%～1.9%が0.32%～1.0%となります）を設定しています。

また、さらに一定の条件に基づき、本人負担の信用保証料に相当する額を補助する制度（緊急支援補助金交付制度）もあります。

有利な制度ですので、ぜひご利用ください。

### 《ご利用の手続き》

#### ① 金融相談

取扱金融機関もしくは市商工課（0848-25-7182）、尾道商工会議所（0848-22-2165）、因島商工会議所（0845-22-2211）、尾道しまなみ商工会（0848-44-3005）、尾道しまなみ商工会御調支所（0848-76-0282）、尾道しまなみ商工会瀬戸田支所（0845-27-2008）にご相談ください。

#### ② 融資の申込み

取扱金融機関へ融資をお申込みください。

取扱金融機関で必要事項の審査及び調査等を行い、融資の可否を決定します。その際、市のあっせんが必要となりますので、金融機関を通じてまたは直接、市へ融資あっせんの申込みをしてください。

また、広島県信用保証協会の信用保証が必要となる場合がありますので、金融機関でご相談ください。

#### ③ 融資の実行

金融機関と貸借契約を締結して融資されます。

#### ④ 返済

金融機関へ約定どおりご返済ください。

**尾道市産業部商工課**

〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号

TEL 0848-25-7182（直通）